

東京大学エンデバー・ユナイテッド・ホールディングス奨学金実施要項

1. 趣旨

一般財団法人エンデバー・ユナイテッド・ホールディングス基金からの寄附を原資として、本学大学院に在籍し、投資ビジネスや企業価値の向上に興味を持つ優れた女子学生であって、経済的支援を必要とする者を対象として、奨学金を支給して支援することを目的とする。

2. 実施期間等

- (1) 本奨学金の実施期間は、令和2年度から令和10年度までの9ヶ年とする。
- (2) 毎年度の新規採用人数は概ね4名とする。ただし、応募状況により採用人数を調整する場合がある。

3. 応募資格

東京大学大学院修士課程または専門職学位課程に、申請受付年度4月に入学した日本人女子学生のうち特に優秀な者であり、かつ経済的支援を必要とする者。

4. 奨学金の申請

申請者は、所定の申請書、所得等の関係書類を添えて、本部奨学厚生課に申請する。

5. 支給額

月額9万円（原則として返還の義務なし）

6. 支給期間

入学年度4月より最大2年間。

7. 受給者の決定

受給者の決定は、奨学厚生担当理事（以下、「理事」という）が行う。理事は受給者を決定したときは、申請者本人に通知する。

8. 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、半期毎に受給者名義の預金口座に送金する。

9. 奨学金の休止及び復活

- (1) 受給者は、休学又は長期欠席（海外留学等は含まない。）する場合は、奨学金の支給を休止する。
- (2) 前号の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が消失したことを証する書類を付して本学に支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができる。

10. 奨学金の支給廃止

受給者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにこれらを証する書類を本学に届け出るものとし、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 退学又は転学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (5) 各号のほか、受給者としてふさわしくない事実があったとき。

11. 奨学金の返納

受給者が休学・長期欠席又は受給者としてふさわしくない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

12. 奨学金の辞退

受給者は、本学に奨学金の辞退を申し出ることができる。

13. 異動の届出

受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに本学に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学又は長期欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先等その他重要な事項に変更があったとき。

14. 報告書の提出等

- (1) 受給者は、1年目の3月に、研究経過報告書及び成績証明書を本学に提出すること。
- (2) 2年目の3月に、研究内容の要旨又はこれに代わるもの及び成績証明書を本学に提出すること。
- (3) 本奨学金の支援者である一般財団法人エンデバー・ユナイテッド・ホールディングス基金が年一回程度面談等を実施するので、受給者は出席すること。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年2月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。ただし、「5. 支給額」については、令和5年度以前に採用の受給者は従前どおり月額8万円とする。